

保健だより 11月



令和4年11月25日
 県立姫路南高等学校
 保健室

今月号の保健だよりは、感染症の出席停止の期間などについて特集します。発熱や風邪症状などで体調が悪い場合は登校を控え、医療機関に相談してください。

新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの出席停止期間について

① 新型コロナウイルスの場合（従来通り）

発症から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合には8日目から解除が可能です。

陽性 有症状	発症日 0日目	発症日 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目	8日目 登校可能
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止 症状軽快	出席停止 症状軽快	

○無症状者（無症状病原体保有者）の療養期間については、検体採取日から7日間経過し8日目に療養解除が可能。加えて、5日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、5日経過後（6日目）に解除可能となります。

陽性 （※無症状 病原体 保有者）	検体 採取日 0日目	採取後 1日目	採取後 2日目	採取後 3日目	採取後 4日目	採取後 5日目	採取後 6日目	採取後 7日目	8日目 登校可能
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	
陽性（※） 5日目に 抗原定性 検査を実施 した場合	検体 採取日 0日目	採取後 1日目	採取後 2日目	採取後 3日目	採取後 4日目	採取後 5日目 抗原定性検査で 陰性確認		6日目 登校可能	
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			

◇濃厚接触者の療養期間について（従来通り）

感染者の発症日（当該感染者が無症状の場合は検体採取日）又は当該感染者の発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として5日間（6日目に解除）となります。ただし、2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から解除可能となります。

② インフルエンザの場合（従来通り）

発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまでとなります。

例1 発症後 1日目に 解熱	発症日 0日	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	登校可能	
		解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目				
例2 発症後 4日目に 解熱	発症日 0日	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	登校可能
					解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	

STOP コロナ・インフルエンザ



インフルエンザ等の学校感染症に罹患した場合の出席停止の手続きは、所定の様式で行います。詳しくは担任にご確認ください。様式は学校HPからもダウンロードできます。